

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請がありました。

なお、当該農用地利用配分計画は、奈良県農林部担い手・農地マネジメント課において平成三十年十二月二十一日から平成三十一年一月四日までの間縦覧に供します。

平成三十年十二月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
西岡 万嘉	橿原市	桜井市大字山田二二五七番
ノンチャンファーム 合同会社	桜井市	桜井市大字池之内二二番ほか四 筆
的場 美直	天理市	天理市西井戸堂町二七番ほか一 筆
農事組合法人南檜垣 営農組合	天理市	天理市檜垣町七五番ほか一二筆

二 申請年月日

平成三十年十二月十三日